

保安庁訓令等の効力等に関する訓令を次のように定める。

昭和29年7月1日

防衛庁長官 木村篤太郎

保安庁訓令等の効力等に関する訓令

改正 昭和59年6月30日庁訓第37号

昭和60年4月6日庁訓第19号

平成2年10月1日庁訓第38号

防衛庁設置法（昭和29年法律第164号）の施行の際、現に効力を有する保安庁の文書の形式に関する訓令（昭和28年保安庁訓令第12号）第2条に規定する保安庁訓令、保安庁内訓、保安隊訓令、警備隊訓令、保安隊内訓及び警備隊内訓、同訓令第3条に規定する個別命令、一般命令及び日日命令、同訓令第4条に規定する長官指示、同訓令第5条第1項に規定する保安隊達及び警備隊達、同訓令第5条第2項に規定する第一幕僚長指示及び第二幕僚長指示、同訓令第5条第3項に規定する達、同訓令第6条の規定により保安研修所長、保安大学校長又は技術研究所長が発する達、個別命令、一般命令及び日日命令並びに同訓令第7条に規定する通ちよう類の規定で、防衛庁設置法、自衛隊法（昭和29年法律第165号）及び防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）並びにこれらに基づく命令の規定の内容に抵触しないものは、当分の間、別段の定めをしない限り、それぞれ防衛庁長官、防衛大学校長、防衛研究所長、陸上幕僚長、海上幕僚長若しくは技術研究本部長又は相当の権限ある者が発した命令又は通ちよう類とみなす。

附 則

1 この訓令は、昭和29年7月1日から施行する。

2 次の訓令は、廃止する。

保安庁長官官房及び各局の文書取扱規程（昭和27年保安庁訓令第4号）

警察予備隊本部長官等の発した訓令等の効力に関する訓令（昭和27年保安庁訓令第2号）

保安隊の発足に伴う警察予備隊訓令等の効力に関する訓令（昭和27年保安隊訓令第3号）

中央建設部組織規程（昭和27年保安隊訓令第5号）

保安隊中央通信所組織規程（昭和27年保安隊訓令第6号）

第一幕僚監部調達実施本部組織規程（昭和28年保安隊訓令第35号）

附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）

1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

2 防衛庁職員給与法の改正に伴う職員の俸給の切替えに関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第57号）及び昭和35年12月22日以降昇任した隊員の俸給月額の仮指定に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第1号）は、廃止する。

附 則（昭和60年4月6日庁訓第19号）
この訓令は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則（平成2年10月1日庁訓第38号）
この訓令は、平成2年10月1日から施行する。